

別記 第● 土壤

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、土壤汚染の状況に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする物質（以下、「土壤汚染物質」という。）は次のとおりとする。

ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質

イ 土壤汚染対策法に規定する特定有害物質

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、土壤を環境影響評価項目として選定することを検討する。

また、土壤汚染に起因する地下水汚染の発生が予想される場合は、「第● 水質・底質」も併せて環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、土地の形質の変更を行う対象事業で、土地利用の履歴等から判断して、対象事業実施区域において土壤汚染が存在し、又は土壤汚染が存在するおそれがある場合

イ 存在・供用時に、施設の稼働等による土壤汚染の状況への影響が予想される場合

ウ その他土壤汚染の状況への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地歴の状況

対象事業実施区域の過去の土地利用の履歴、過去において土壤汚染物質を取り扱っていた事業場の設置状況、土壤汚染物質の取扱い履歴等を把握する。

イ 土壤汚染の状況

「ア 地歴の状況」の調査の結果、対象事業実施区域の土壤が土壤汚染物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認められるときは、必要な事項を次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 土壤汚染が想定される範囲

(イ) 土壤中の土壤汚染物質の濃度

ウ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 土壤汚染対策法

- (ウ) ダイオキシン類対策特別措置法
- (エ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- (オ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (カ) 横浜市環境管理計画
- (キ) 生活環境保全推進ガイドライン
- (ク) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等
- (ケ) その他必要な法令、計画等

エ その他必要事項

予測及び評価を行うにあたって必要となる事項を、次に掲げる中から選択し把握する。

- (ア) 地形、地質の状況
地形分布、地盤高、周辺との比高等、地層の状況、表層地質の分布、盛土状況等
- (イ) 地下水及び帯水層の状況
帯水層の位置、地下水の水位、流向、流速、水質等
- (ウ) 利水の状況
表流水の取水の位置、井戸の分布、利用する帯水層、用途等
- (エ) 土壤汚染の主要な発生源の状況
- (オ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地歴の状況

- (ア) 調査地域
原則として対象事業実施区域とし、土壤汚染物質による汚染が予想される場合は適宜広く設定する。
- (イ) 調査方法
原則として、過去の土地利用図、社史及び既往の土壤汚染調査結果等の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて関係者等へのヒアリングを行う。

イ 土壤汚染の状況

- (ア) 調査地域、調査地点
調査地域は、対象事業実施区域とする。
調査地点は、対象事業の内容及び「ア 地歴の状況」の調査結果に基づき、法令等に定められた方法により適切に設定する。
- (イ) 調査期間、調査時期
土壤汚染の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。
- (ウ) 調査方法
原則として最新の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査

を行う。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

エ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として、対象事業実施区域及びその周辺とする。

(4) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査、専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 土壤汚染の防止が適切に図られている水準

(2) 環境基準

(3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 対象事業の実施により変化する土壤汚染の範囲及び土壤汚染物質の濃度

イ 対象事業の実施により生じる汚染土壤の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性

ウ 搬出する汚染土壤の量

エ 新たな土壤汚染が発生する可能性

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

原則として「2 (2) イ 土壤汚染の状況」の調査地域及び調査地点を勘案して、対象となる土壤汚染の状況を適切に把握し得る地域及び地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とす

る。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 汚染土壌の量、質
- (b) 汚染土壌の処理の方法
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 事業活動による土壌汚染物質の排出濃度、排出量
- (b) 土壌汚染に対する保全対策
- (c) その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 事業計画に基づき、土壌汚染物質の排出量又は排出濃度及び土壌汚染の状況等から予測する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項のうちの適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 土壌汚染の範囲、深度、種類及び濃度
- イ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 汚染土壌の封じ込め、浄化、掘削除去等の汚染拡散防止の措置
- イ 汚染土壌の掘削、仮置き、搬出、運搬時等における土壌汚染物質の飛散、流出、地下浸透防止のための措置
- ウ 工事関係者への指導・教育に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 適切な排水処理施設、地下浸透防止施設等の設置、点検に関する措置
- イ 土壌汚染物質の代替物質使用に関する措置

- ウ 土壌汚染物質を含む液体等の漏洩を早期発見する構造の選択、点検に関する措置
- エ 関係者への指導・教育に関する措置
- オ 封じ込め措置を行った場合の定期的な地下水モニタリング調査に関する措置
- カ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が土壌汚染の状況に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

なお、必要に応じて発生源状況の把握、地質調査等も併せて行う。